

# 下野市重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年3月

下野市健康福祉部社会福祉課

## 目 次

1 計画の策定にあたって	
(1) 策定の目的と背景	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の見直しと管理体制	2
2 重層的支援体制整備事業において実施する事業	
(1) 包括的相談支援事業（第1号）	3
(2) 地域づくりに向けた支援事業（第3号）	4
(3) 新たな事業（第2号, 第4号, 第5号, 第6号）	5
3 その他	
(1) 重層的支援会議について	6
(2) 重層的支援体制整備事業の実施方法について	6
(3) 下野市重層的支援体制整備事業実施イメージ	6

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 策定の目的と背景

社会状況の変化などにより、個人や世帯が抱える生活課題が複雑・複合化してきており、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとの体制では対応することが困難となってきています。そこで、本市では、制度や分野の枠を超え、人と人、人と社会が支え合う包括的な支援体制を整備していくことを目指し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活することができる「地域共生社会」の実現に向けた第3期下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画を市社会福祉協議会とともに策定したところです。

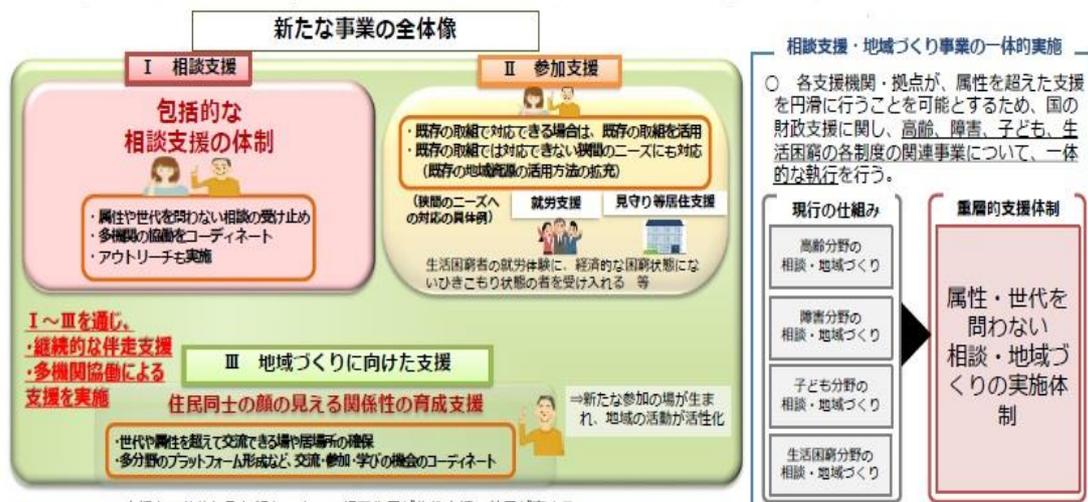
また、国では、各市町村の進める包括的な支援体制の整備をより具体的に実施していくため、地域共生社会の実現を目指した「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

このような中、本市は、令和5年度に重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、福祉に関する生活課題を包括的に受け止める「福祉まると相談窓口」の設置等の体制づくりに取り組みできました。さらに、令和6年度からは重層的支援体制整備事業に取り組み、第3期下野市地域福祉計画の理念である地域共生社会の実現を図るために、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）を策定します。

### 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号に規定され、市町村において、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援（支援プランの作成含む）、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

#### ■重層的支援体制整備事業制度の全体像イメージ図

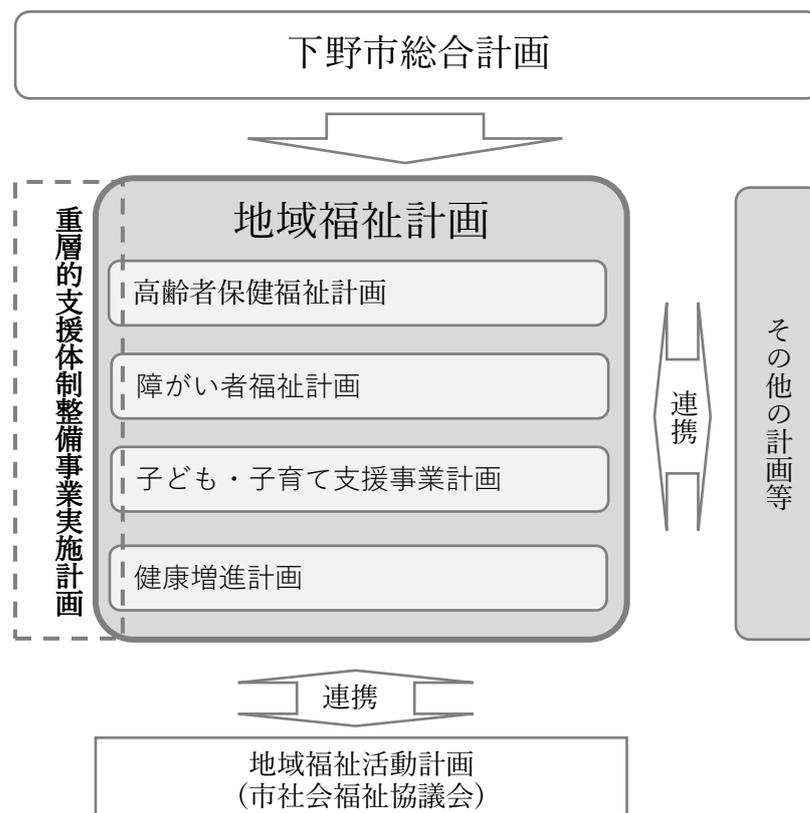


※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

出典：厚生労働省

## (2) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、本計画は、地域福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を含む）及び保健福祉分野における各個別計画である高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画との整合を図ります。



## (3) 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。なお、令和 9 年度以降については、令和 9 年度から開始となる次期地域福祉計画と一体的に策定する予定です。

## (4) 計画の見直しと管理体制

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や各分野の相談支援機関との連携や地域の実情に合わせた実施体制の構築が必要となります。また、この間においても、法律の改正、社会情勢の変化等が想定されることから必要に応じて計画の修正、見直しを行います。

なお、本計画の変更見直しは、庁内連携会議及び地域福祉計画推進委員会などにおいて内容の検討を行います。

## 2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

### (1) 包括的な相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関と連携しながら支援を行います。また、下記に掲げる事業を社会福祉課内の「福祉まるごと相談窓口」と連携しながら一体的に実施し、複雑・複合化した相談は多機関協働事業（P5参照）において、役割分担を図るとともに支援の方向性などを検討します。

実施事業	分野	運営形態	実施体制
地域包括支援センターの運営	高齢	委託	<b>【支援機関】</b> 地域包括支援センターいしばし （社会福祉法人関記念栃の木会） 地域包括支援センターみなみかわち （社会福祉法人あんず） 地域包括支援センターこくぶんじ （社会福祉法人下野市社会福祉協議会） <b>【所管課】</b> 高齢福祉課
障がい者相談支援事業	障がい	委託	<b>【支援機関】</b> 障がい児者相談支援センター （医療法人朝日会、社会福祉法人洗心会、医療法人心救会、社会福祉法人はくつる会） <b>【所管課】</b> 社会福祉課
利用者支援事業	子ども	直営	<b>【支援機関・所管課】</b> ○特定型 子育て応援課 ○こども家庭センター型 こども家庭センター「ふわり」
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮	委託	<b>【支援機関】</b> 暮らし応援センター ささえーる （社会福祉法人下野市社会福祉協議会） <b>【所管課】</b> 社会福祉課

※（ ）・・・委託先事業者

(2) 地域づくりに向けた支援事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)

各分野に多様な地域活動が生まれやすいよう、地域の人材や活動を支援し地域活動の活性化を図るとともに、下記の各分野に整備された居場所などを活用しながら、世代や属性を超えて交流できる場や新たな居場所を整備します。なお、生活困窮分野への新たな取り組みとして、地域ニーズの把握や新たな居場所の整備等について調整する役割を担うコーディネーターを配置します。また、学校教育サポートセンター内に義務教育修了後で不登校や高校中退者の方などへの新たな相談窓口を設置するとともに、家庭と学校以外の交流の場を提供します。

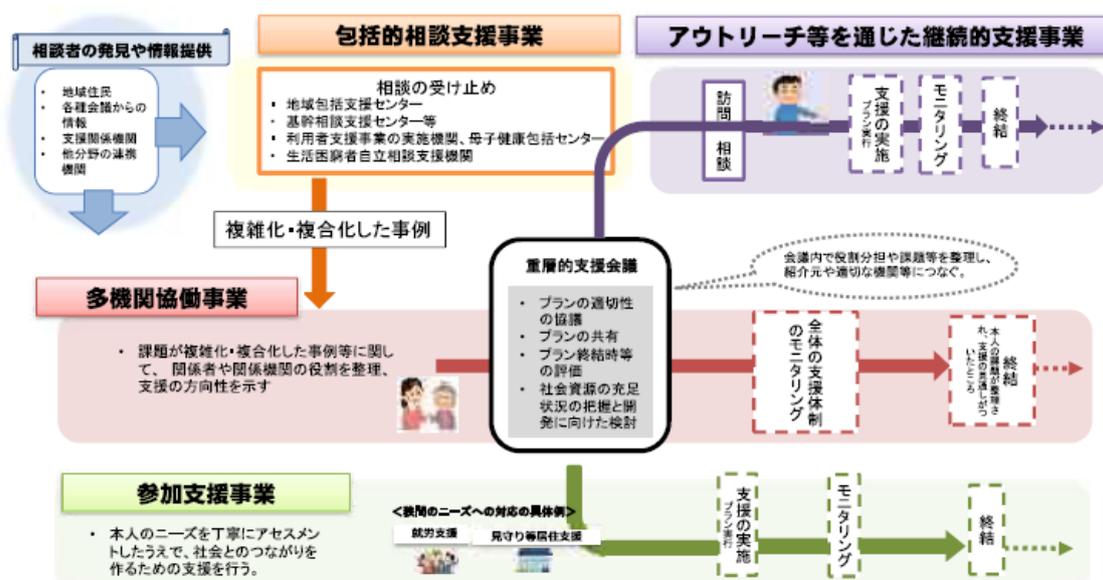
実施事業	分野	運営形態	実施体制
地域介護予防活動支援事業	高齢	委託	【支援機関】 地域ふれあいサロン (社会福祉法人下野市社会福祉協議会) 【所管課】 高齢福祉課
生活支援体制整備事業	高齢	委託	【支援機関】 第 1 層生活支援コーディネーター 第 2 層生活支援コーディネーター (社会福祉法人下野市社会福祉協議会) 【所管課】 高齢福祉課
地域活動支援センター事業	障がい	委託	【支援機関】 地域活動支援センターゆうがお (医療法人朝日会) 【所管課】 社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	子ども	直営・委託	【支援機関】 子育て支援センターつくし 子育て支援センターゆりかご・みるく (社会福祉法人内木会) 【所管課】 子育て応援課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	直営	【支援機関】 社会福祉課 【所管課】 社会福祉課

※ ( ) ……委託先事業者

(3) 新たな事業（法第106条の4第2項第2号、第4号、第5号、第6号）

参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、一般社団法人栃木県若年者支援機構に委託し実施します。また、多機関協働事業については、社会福祉課に配置する相談支援包括化推進員を中心に実施します。

実施事業	運営形態	実施内容
参加支援事業 【第2号】	委託	訪問等により継続的につながり続ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」と社会参加に向けた「参加支援」を一体的に実施します。これにより、継続的支援の中で対象者の心境に変化が生じた際に、速やかに社会参加に向けた支援を提供できる体制の構築を目指します。
アウトリーチ等を通じた継続的支援 【第4号】		
多機関協働事業 【第5号】	直営	相談支援包括化推進員を中心に複雑・複合化した相談の整理、重層的支援会議の開催、支援プランの作成に取り組みます。
支援プランの作成 【第6号】		



出典：厚生労働省

### 3 その他

#### (1) 重層的支援会議について

重層的支援会議は、本人同意が得られた事案について行うもので、多機関協働事業者である市が主催し、相談者の状況に応じた構成メンバーにより随時開催します。また、関係機関との協議を踏まえ支援プランを作成するとともに、社会資源の開発なども検討します。

なお、本人同意が得られなかった事案は、会議の構成メンバーに対する守秘義務を設けたケース会議を市が開催します。支援関係者で情報共有を図り庁内外での支援体制の強化を目指します。

#### (2) 重層的支援体制整備事業の実施方法について

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、本計画によるほか、重層的支援体制整備事業実施要綱等に基づき効果的に実施します。

#### (3) 下野市重層的支援体制整備事業実施イメージ

